



鳥取県公報

平成15年 5月13日(火)
第 7 4 8 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥取県立社会福祉施設の使用料の徴収の事務の委託 (309) (障害福祉課) 1
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (310) (") 2
	保育士登録業務に係る手数料の収納事務の委託 (311) (子ども家庭課) 2
	土地改良区の役員の就退任 (3件) (312~314) (耕地課) 2
	土地改良区の役員の退任 (315) (") 4
	生産業者の登録の失効 (316) (森林保全課) 5
	土地収用法による事業の認定 (317) (管理課) 5
	都市計画の変更 (2件) (318・319) (都市計画課) 6
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (320) (") 7
選管告示	選挙管理委員会の招集 (43) 7
教委告示	定例教育委員会の招集 (14) (教育総務課) 8
病院局告	鳥取県立中央病院の休日・夜間等救急受付業務に係る医療費の収納の事務の委託 (1) 8
示	鳥取県立厚生病院の休日・夜間等救急受付業務に係る医療費の収納の事務の委託 (2) 9
公 告	危険物の取扱作業の保安に関する講習会の実施 (消防課) 9
調達公告	随意契約の相手方の決定 (職員課) 10
正 誤	平成15年 4月 1日付鳥取県告示第222号中訂正 10

告 示

鳥取県告示第309号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立社会福祉施設の使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年 5月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委託した社会福祉施設の種別、名称及び当該委託の相手方

施設の種別	施 設 の 名 称	委 託 の 相 手 方
身体障害者更生施設	鳥取県立障害者福祉センター 厚和寮	社会福祉法人鳥取県厚生事業団
身体障害者療護施設	鳥取県立障害者福祉センター 友愛寮	〃
身体障害者授産施設	鳥取県立障害者福祉センター つばさ園	〃
	鳥取県立障害者福祉センター あさひ園	〃

知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	〃
	鳥取県立鹿野第二かちみ園	〃
	鳥取県立西部やまと園	〃
	鳥取県立羽合ひかり園	〃
知的障害者授産施設	鳥取県立白兔はまなす園	〃
知的障害者通勤寮	鳥取県立境港通勤寮	〃

2 委託年月日

平成15年5月6日

鳥取県告示第310号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年5月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
株式会社二 チイ学館	東京都千代田区神 田駿台2 - 9	アイリスケアセン ター鳥取駅南	鳥取市富安2 - 159	居宅介護	平成15年5月1日
社会福祉法 人伯耆の国	西伯郡西伯町大字 落合646	特別養護老人ホー ムゆうらく	西伯郡西伯町大字 落合480	短期入所	〃

鳥取県告示第311号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、保育士登録業務に係る手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年5月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委託の相手方

社会福祉法人日本保育協会

2 委託年月日

平成15年4月1日

鳥取県告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり飯盛山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年5月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	西 尾 明 敏	八頭郡佐治村大字加瀬木1340
"	奥 田 博 美	八頭郡佐治村大字津無360
"	下 石 讓	八頭郡佐治村大字畑238
"	西 尾 洋一郎	八頭郡佐治村大字津無454
"	西 尾 隆 之	八頭郡佐治村大字津無479
"	小 谷 俊一朗	八頭郡佐治村大字加瀬木389
"	西 尾 光 之	八頭郡佐治村大字津無594 - 3
監 事	谷 上 正 樹	八頭郡佐治村大字余戸399
"	前 田 寛 文	八頭郡佐治村大字津無108
"	中 谷 庄 治	八頭郡佐治村大字高山61

平成15年3月28日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	西 尾 文 雄	八頭郡佐治村大字津無66
"	西 尾 隆 之	八頭郡佐治村大字津無479
"	下 石 讓	八頭郡佐治村大字畑238
"	前 田 寛 文	八頭郡佐治村大字津無108
"	西 尾 洋一郎	八頭郡佐治村大字津無454
"	奥 田 博 美	八頭郡佐治村大字津無360
"	谷 上 正 樹	八頭郡佐治村大字余戸399
監 事	中 谷 庄 治	八頭郡佐治村大字高山61
"	小 谷 俊一朗	八頭郡佐治村大字加瀬木389
"	西 尾 光 之	八頭郡佐治村大字津無594 - 3

平成15年3月29日就任 任期 平成18年3月28日まで

鳥取県告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年5月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	山 本 武	倉吉市鴨河内2520 - 1
"	森 克 己	倉吉市鴨河内2116
"	野 儀 知 幸	倉吉市福山270
"	小 原 正 道	倉吉市石塚264 - 3
"	牧 田 義 夫	倉吉市上古川274 - 1
"	蓑 原 壽 儀	倉吉市上古川83
"	太 田 光 紘	倉吉市蔵内97
"	森 敏 彦	倉吉市小鴨383
"	高 見 雅 雄	倉吉市小鴨208 - 12
"	小 原 茂 博	倉吉市中河原624

” 増 井 節 雄 倉吉市北野484
” 桑 本 輝 明 倉吉市生田426
” 増 田 高 徳 倉吉市丸山町477 - 1
” 長谷川 稔 倉吉市西倉吉町25 - 15
” 小 林 操 倉吉市福守町337 - 1

平成15年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 武 倉吉市鴨河内2520 - 1
” 栗 原 隆 政 倉吉市鴨河内1641
” 野 儀 知 幸 倉吉市福山270
” 小 原 正 道 倉吉市石塚264 - 3
” 穴 戸 幸 弘 倉吉市上古川279
” 蓑 原 壽 儀 倉吉市上古川83
” 太 田 光 紘 倉吉市蔵内97
” 森 敏 彦 倉吉市小鴨383
” 高 見 雅 雄 倉吉市小鴨208 - 12
” 小 原 茂 博 倉吉市中河原624
” 増 井 節 雄 倉吉市北野484
” 水 谷 栄之進 倉吉市生田406
” 増 田 高 徳 倉吉市丸山町477 - 1
” 長谷川 稔 倉吉市西倉吉町25 - 15
” 小 林 操 倉吉市福守町337 - 1
平成15年4月6日就任 任期 平成18年4月5日まで

鳥取県告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年5月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

監 事 香 田 賢 二 米子市下安雲187
平成15年3月26日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 岡 田 篤 幸 西伯郡会見町高姫240
監 事 香 田 和 郎 米子市下安雲71 - 3
平成15年3月30日就任 任期 平成18年1月26日まで

鳥取県告示第315号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年 5月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

監 事 山 脇 博 文 東伯郡関金町大字大鳥居929

平成15年 3月31日退任

鳥取県告示第316号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成15年 5月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
182	寺谷 正登	八頭郡智頭町大字芦津135	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	寺谷苗畑	八頭郡智頭町大字芦津

鳥取県告示第317号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年 5月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

溝口町

2 事業の種類

農業集落排水事業二部地区処理施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分 日野郡溝口町三部字山中尻地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

農業集落排水事業二部地区処理施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、農業集落排水施設を整備するものであり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である溝口町は地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、農業集落排水の予定処理区域内の最下部に位置する土地（以下「本件土地」という。）に農業集落排水処理施設を整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためのものであり、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することが見込まれる。

イ 本件事業は鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業とはなっていないことから、本件事業により失われる環境上の利益は軽微なものと考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保できること、自然環境及び集落環境への影響が小さいこと、地域農業への影響が小さいこと等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためのものであり、緊急に整備すべき事業と認められ、本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

日野郡溝口町溝口647

溝口町役場

鳥取県告示第318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県県土整備部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成15年5月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

岩美都市計画道路1・4・1号岩美福部線及び3・5・8号河崎本庄線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 1・4・1号岩美福部線

変更する部分

岩美郡岩美町大字大谷字鏡道、字御供田及び字横土手

(2) 3・5・8号河崎本庄線

変更する部分

岩美郡岩美町大字新井字肱曲り並びに大字本庄字縄手下、字五反田、字平田、字殿ノ後、字甲橋、字横堀、字間道、字六反田及び字縄手崎

削除する部分

岩美郡岩美町大字河崎字溝下

鳥取県告示第319号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県県土整備部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成15年5月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

福部都市計画道路1・4・1号岩美福部線及び3・3・1号福部伏野線

2 都市計画を変更する土地の区域**(1) 1・4・1号岩美福部線**

追加する部分

岩美郡福部村大字海士字崎浜

変更する部分

岩美郡福部村大字細川字三反田口、字志津上工、字志津、字前田、字日比中谷上工、字日比中谷及び字高浜、大字海士字高浜及び字西浜並びに大字湯山字高浜、字蜚屋敷、字白路ヶ山、字小原、字直浪澤、字中船戸及び字宮ノ下

削除する部分

岩美郡福部村大字海士字前田

(2) 3・3・1号福部伏野線

変更する部分

岩美郡福部村大字湯山字中船戸、字宮代、字宮ノ下、字宮ノ前、字四ノ尾澤及び字八ノ尾

鳥取県告示第320号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年5月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画汚物処理場4号春日汚物処理場

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

選挙管理委員会告示

平成15年第5回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成15年5月13日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成15年5月15日(木) 午後2時15分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 平成15年度市町村選挙管理委員・啓発担当者研修会について
 - (2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第14号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成15年5月13日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

- 1 日時 平成15年5月15日(木) 午後1時10分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県教育課程審議会委員の任免について
 - (2) その他

病院局告示

鳥取県病院局告示第1号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、鳥取県立中央病院の休日・夜間等救急受付業務に係る医療費の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示する。

平成15年5月13日

鳥取県営病院事業管理者 林 喜 久 治

- 1 委託の相手
株式会社コアズ鳥取支社
- 2 委託年月日
平成15年4月1日

鳥取県病院局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、鳥取県立厚生病院の休日・夜間等救急受付業務に係る医療費の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成15年5月13日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜 久 治

1 委託の相手

株式会社コアズ鳥取支社

2 委託年月日

平成15年4月1日

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成15年5月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 講習の種別

危険物取扱者免状の交付を受けている者で危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における給油所以外のものを除く。）において危険物の取扱作業に従事しているものを対象とした講習

2 講習の日時及び場所

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 平成15年7月15日（火） | 午前9時30分から午後0時30分まで |
| 鳥取市東町一丁目220 | 鳥取県庁講堂 |
| (2) 平成15年7月16日（水） | 午前9時30分から午後0時30分まで |
| 倉吉市東巖城町2 | 鳥取県中部総合事務所講堂 |
| (3) 平成15年7月23日（水） | 午後1時30分から午後4時30分まで |
| 米子市鞆町一丁目160 | 鳥取県西部総合事務所講堂 |
| (4) 平成15年7月24日（木） | 午前9時30分から午後0時30分まで |
| 米子市鞆町一丁目160 | 鳥取県西部総合事務所講堂 |
| (5) 平成15年7月29日（火） | 午前9時30分から午後0時30分まで |
| 鳥取市東町一丁目220 | 鳥取県庁講堂 |

3 受講手続

県内の各消防署、各市役所、各町村役場及び鳥取県消防課に備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、平成15年6月9日（月）から同月20日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）に、鳥取県消防課（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271、電話0857 - 26 - 7065）に提出すること。（郵送による場合は、平成15年6月20日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年5月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 電子計算組織による給与事務処理等 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成15年4月11日 |
| 4 契約の相手方の
名称及び所在地 | 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220 |
| 5 契約金額 | 48,246,135円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第1号に該当 |
| 7 契約事務担当部局の
名称及び所在地 | 鳥取県総務部職員課
鳥取市東町一丁目220 |

正 誤

平成15年4月1日付鳥取県告示第222号（土地利用基本計画の変更について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
3	下から3	米子市建設部地域政策課	米子市企画部地域政策課